

告示

埼玉県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
はるな皮ふ科クリニック	川口市川口六―二―一 川口駅西口医療モール二階	平成二十九年十月三十一日
めぐみクリニック	川口市弥平二―一八―八	平成二十九年十一月三十日
仁慈礼クリニック	春日部市粕壁東一―一―一 みかわやビル三階	平成二十九年十一月三十日
大島内科クリニック	戸田市上戸田二―一―一五	平成二十九年十一月三十日
川口認知症往診クリニック	川口市南鳩ヶ谷二―二〇―四―一〇二	平成二十九年十一月三十日
医療法人社団 三泰会 西部クリニック	所沢市星の宮一―一―一〇	平成二十九年十一月三十日
なかむら整形外科	所沢市東所沢和田一―一―八 二F	平成二十九年十月三十一日
あおやぎクリニック	狭山市広瀬二―四―二〇	平成二十九年五月三十一日

松石薬局	入間市東藤沢三―一五―一	平成二十九年 八月六日
つばさ薬局	富士見市鶴馬二六〇五―一六	平成二十九年 十一月三十日
あおぞら薬局 吉川店	吉川市高富二―一〇―二〇	平成二十九年 十一月三十日
大慶堂訪問看護ステーション	熊谷市新堀七四八―一	平成二十九年 十二月十七日

二 指定施術機関

氏名	住所		廃止年月日
	名称	所在地	
齋藤 優	新田ふれあい通り 整骨院	草加市金明町二七六―二六	平成二十九年 十二月一日